



熊本県公報

第 1 2 3 5 0 号
平成 26 年 9 月 12 日(金)
(毎週 火・金発行)

目 次

告 示

- 漁船保険付保義務の消滅（熊本北部加入区・天草町加入区）・・・（団体支援課） 1
- 道路の区域変更・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・（道路保全課） 1
- 道路の供用開始・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・（ 〃 ） 1
- 道路の区域変更・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・（ 〃 ） 2
- 道路の区域変更・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・（ 〃 ） 2
- 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定・・・・・・・・（砂防課） 2

公 告

- 熊本都市計画地区計画の決定（嘉島町決定）・・・・・・・・（都市計画課） 12
- 平成 26 年度砂利採取業務主任者試験の実施・・・・・・・・（産業支援課） 12
- 土地改良事業計画の変更・・・・・・・・・・・・・・・・（農村計画課） 12
- 大規模小売店舗立地法に基づく新設届出・・・・・・・・（商工振興金融課） 13
- 大規模小売店舗立地法に基づく変更届出・・・・・・・・（ 〃 ） 13
- 大規模小売店舗立地法に基づく変更届出・・・・・・・・（ 〃 ） 14
- 大規模小売店舗立地法に基づく変更届出・・・・・・・・（ 〃 ） 14

登 載 依 頼

- 微量薬物検索システム用装置の保守を含む賃貸借に係る一般競争入札による落札業者等の決定・・・・・・・・（警察本部科学捜査研究所） 15

告 示

熊本県告示第 897 号

漁船損害等補償法（昭和 27 年法律第 28 号）第 113 条の 2 第 1 項第 1 号の規定により平成 22 年 9 月 10 日熊本県告示第 866 号及び同日熊本県告示第 867 号で公示した熊本北部加入区及び天草町加入区の指定漁船を普通損害保険に付すべき義務が平成 26 年 9 月 9 日限り消滅したので、同条第 2 項の規定により公示する。

平成 26 年 9 月 12 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

熊本県告示第 898 号

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 1 項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。

その関係図面は、平成 26 年 9 月 12 日から 60 日間、熊本県土木部道路都市局道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成 26 年 9 月 12 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 道路の種類、路線名及び区域を変更する区間等

道路の種類	路線名	区域を変更する区間	前後	幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
一般国道	219 号	球磨郡球磨村大字一勝地丁 字鶴ノ上	前	21.4 ～ 24.5	21.1	災害防 除
		同所	後	21.4 ～ 28.0		

2 区域を変更する期日 平成 26 年 9 月 12 日

熊本県告示第 899 号

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 2 項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成26年9月12日から60日間、熊本県土木部道路都市局道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成26年9月12日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 道路の種類、路線名及び供用を開始する区間等

道路の種類	路線名	供用を開始する区間	延長 (メートル)	備考
一般県道	古石天月線	葦北郡芦北町大字告字角割 528番4地先から 同所 528番75地先まで	124.0	単道改

2 供用を開始する期日 平成26年9月12日

熊本県告示第900号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。

その関係図面は、平成26年9月12日から60日間、熊本県土木部道路都市局道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成26年9月12日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 道路の種類、路線名及び区域を変更する区間等

道路の種類	路線名	区域を変更する区間	前後	幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
主要地方道	小川嘉島線	宇城市小川町西海東字前田 1268番地先から 宇城市小川町西海東字小原町 1360番1地先まで	前	8.1 ～ 17.4	430.2	防交 （歩道 新設）
			後	8.1 ～ 17.4		

2 区域を変更する期日 平成26年9月12日

熊本県告示第901号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更する。

その関係図面は、平成26年9月12日から60日間、熊本県土木部道路都市局道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成26年9月12日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 道路の種類、路線名及び区域を変更する区間等

道路の種類	路線名	区域を変更する区間	前後	幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
一般県道	中河間多良木線	球磨郡多良木町大字槻木字上ヶ滝 231番16地先から 同所 232番18地先まで	前	5.3 ～ 11.4	185.0	単道改
			後	6.4 ～ 26.9		

2 区域を変更する期日 平成26年9月12日

熊本県告示第902号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第6条第1項及び第8条第1項の規定により、土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定する。

平成26年9月12日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 岩谷谷第二（521-2-002）

- (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
上天草市大矢野町登立

- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
- (4) 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令（平成13年政令第84号。以下「政令」という。）第4条に規定する衝撃に関する事項
次の図のとおり
（「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び天草広域本部土木部に備え置いて縦覧に供する。）
- 2 岩谷第三（521-2-003）
 - (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
上天草市大矢野町登立
 - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
 - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
 - (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項
次の図のとおり
（「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び天草広域本部土木部に備え置いて縦覧に供する。）
- 3 三年ヶ浦谷（521-2-004）
 - (1) 土砂災害警戒区域の所在地
上天草市大矢野町登立
 - (2) 土砂災害警戒区域の表示
次の図のとおり
 - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
（「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び天草広域本部土木部に備え置いて縦覧に供する。）
- 4 三年ヶ浦（3）-1（521-1-001-1）
 - (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
上天草市大矢野町登立
 - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
 - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
 - (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項
次の図のとおり
（「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び天草広域本部土木部に備え置いて縦覧に供する。）
- 5 三年ヶ浦（3）-2（521-1-001-2）
 - (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
上天草市大矢野町登立
 - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
 - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
 - (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項
次の図のとおり
（「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び天草広域本部土木部に備え置いて縦覧に供する。）
- 6 大潟-1（521-1-055-1）
 - (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
上天草市大矢野町登立
 - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
 - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
 - (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項
次の図のとおり
（「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び天草広域本部土木部に備え置いて縦覧に供する。）
- 7 大潟-2（521-1-055-2）
 - (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
上天草市大矢野町登立
 - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
 - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

- 次の図のとおり
 (「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び天草広域本部土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 1 4 大 潟 (2) - 1 (5 2 1 - 1 - 0 5 7 - 1)
- (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
上天草市大矢野町登立
 - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
 - 次の図のとおり
 - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
 - (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項
- 次の図のとおり
 (「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び天草広域本部土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 1 5 大 潟 (2) - 2 (5 2 1 - 1 - 0 5 7 - 2)
- (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
上天草市大矢野町登立
 - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
 - 次の図のとおり
 - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
 - (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項
- 次の図のとおり
 (「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び天草広域本部土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 1 6 大 潟 (2) - 3 (5 2 1 - 1 - 0 5 7 - 3)
- (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
上天草市大矢野町登立
 - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
 - 次の図のとおり
 - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
 - (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項
- 次の図のとおり
 (「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び天草広域本部土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 1 7 大 潟 (2) - 4 (5 2 1 - 1 - 0 5 7 - 4)
- (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
上天草市大矢野町登立
 - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
 - 次の図のとおり
 - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
 - (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項
- 次の図のとおり
 (「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び天草広域本部土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 1 8 大 潟 崎 (2) (5 2 1 - 1 - 0 5 8)
- (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
上天草市大矢野町登立
 - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
 - 次の図のとおり
 - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
 - (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項
- 次の図のとおり
 (「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び天草広域本部土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 1 9 大 潟 (3) (5 2 1 - 1 - 0 5 9)
- (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
上天草市大矢野町登立
 - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
 - 次の図のとおり
 - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
 - (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項
- 次の図のとおり
 (「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び天草広域本部土木部に備え置いて縦覧に供する。)

- 部土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 2 0 大 潟中央 (1) (521-1-060)
- (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
上天草市大矢野町登立
 - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
 - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
 - (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び天草広域本
部土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 2 1 大 潟南 (1) (521-1-061)
- (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
上天草市大矢野町登立
 - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
 - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
 - (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び天草広域本
部土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 2 2 治 郎田 (7) (521-1-062)
- (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
上天草市大矢野町登立
 - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
 - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
 - (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び天草広域本
部土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 2 3 治 郎田 (6) - 1 (521-1-063-1)
- (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
上天草市大矢野町登立
 - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
 - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
 - (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び天草広域本
部土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 2 4 治 郎田 (6) - 2 (521-1-063-2)
- (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
上天草市大矢野町登立
 - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
 - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
 - (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び天草広域本
部土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 2 5 治 郎田 (5) (521-1-064)
- (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
上天草市大矢野町登立
 - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
 - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
 - (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び天草広域本
部土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 2 6 治 郎田 (A) - 1 (521-1-065-1)

- (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
上天草市大矢野町登立
- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- (4) 政令第 4 条に規定する衝撃に関する事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び天草広域本
部土木部に備え置いて縦覧に供する。)

2 7 治郎田 (A) - 2 (5 2 1 - 1 - 0 6 5 - 2)

- (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
上天草市大矢野町登立
- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- (4) 政令第 4 条に規定する衝撃に関する事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び天草広域本
部土木部に備え置いて縦覧に供する。)

2 8 治郎田 (A) - 3 (5 2 1 - 1 - 0 6 5 - 3)

- (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
上天草市大矢野町登立
- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- (4) 政令第 4 条に規定する衝撃に関する事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び天草広域本
部土木部に備え置いて縦覧に供する。)

2 9 治郎田 (2) (5 2 1 - 1 - 0 6 6)

- (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
上天草市大矢野町登立
- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- (4) 政令第 4 条に規定する衝撃に関する事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び天草広域本
部土木部に備え置いて縦覧に供する。)

3 0 治郎田 (1) (5 2 1 - 1 - 0 6 7)

- (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
上天草市大矢野町登立
- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- (4) 政令第 4 条に規定する衝撃に関する事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び天草広域本
部土木部に備え置いて縦覧に供する。)

3 1 荒木浜 (1) (5 2 1 - 1 - 0 6 8)

- (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
上天草市大矢野町登立
- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- (4) 政令第 4 条に規定する衝撃に関する事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び天草広域本
部土木部に備え置いて縦覧に供する。)

3 2 荒木浜 (2) - 1 (5 2 1 - 1 - 0 6 9 - 1)

- (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
上天草市大矢野町登立

- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項
次の図のとおり

(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び天草広域本部土木部に備え置いて縦覧に供する。)

3 3 荒木浜 (2) - 2 (5 2 1 - 1 - 0 6 9 - 2)

- (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
上天草市大矢野町登立
- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項
次の図のとおり

(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び天草広域本部土木部に備え置いて縦覧に供する。)

3 4 大潟 (4) - 1 (5 2 1 - 1 - 0 0 1 (人) - 1)

- (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
上天草市大矢野町登立
- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項
次の図のとおり

(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び天草広域本部土木部に備え置いて縦覧に供する。)

3 5 大潟 (4) - 2 (5 2 1 - 1 - 0 0 1 (人) - 2)

- (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
上天草市大矢野町登立
- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項
次の図のとおり

(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び天草広域本部土木部に備え置いて縦覧に供する。)

3 6 三年ヶ浦 (1) (5 2 1 - 2 - 0 0 1)

- (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
上天草市大矢野町登立
- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項
次の図のとおり

(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び天草広域本部土木部に備え置いて縦覧に供する。)

3 7 三年ヶ浦 (2) (5 2 1 - 2 - 0 0 2)

- (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
上天草市大矢野町登立
- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項
次の図のとおり

(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び天草広域本部土木部に備え置いて縦覧に供する。)

3 8 岩谷越 (3) (5 2 1 - 2 - 0 0 3)

- (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
上天草市大矢野町登立
- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり

- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び天草広域本部土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 3 9 岩谷口 (521-2-004)
 - (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
上天草市大矢野町登立
 - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
 - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
 - (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び天草広域本部土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 4 0 大潟崎 (1) (521-2-026)
 - (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
上天草市大矢野町登立
 - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
 - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
 - (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び天草広域本部土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 4 1 大潟中央 (2) - 1 (521-2-027-1)
 - (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
上天草市大矢野町登立
 - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
 - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
 - (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び天草広域本部土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 4 2 大潟中央 (2) - 2 (521-2-027-2)
 - (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
上天草市大矢野町登立
 - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
 - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
 - (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び天草広域本部土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 4 3 大潟中央 (2) - 3 (521-2-027-3)
 - (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
上天草市大矢野町登立
 - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
 - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
 - (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び天草広域本部土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 4 4 大潟中央 (2) - 4 (521-2-027-4)
 - (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
上天草市大矢野町登立
 - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
 - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊

- (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項
次の図のとおり
（「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び天草広域本
部土木部に備え置いて縦覧に供する。）
- 4 5 大 潟 中 央 (3) (5 2 1 - 2 - 0 2 8)
 - (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
上天草市大矢野町登立
 - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
 - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
 - (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項
次の図のとおり
（「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び天草広域本
部土木部に備え置いて縦覧に供する。）
- 4 6 大 潟 中 央 (4) (5 2 1 - 2 - 0 2 9)
 - (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
上天草市大矢野町登立
 - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
 - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
 - (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項
次の図のとおり
（「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び天草広域本
部土木部に備え置いて縦覧に供する。）
- 4 7 大 潟 南 (2) (5 2 1 - 2 - 0 3 0)
 - (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
上天草市大矢野町登立
 - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
 - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
 - (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項
次の図のとおり
（「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び天草広域本
部土木部に備え置いて縦覧に供する。）
- 4 8 大 潟 南 (3) (5 2 1 - 2 - 0 3 1)
 - (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
上天草市大矢野町登立
 - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
 - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
 - (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項
次の図のとおり
（「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び天草広域本
部土木部に備え置いて縦覧に供する。）
- 4 9 上 大 潟 (5 2 1 - 2 - 0 3 2)
 - (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
上天草市大矢野町登立
 - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
 - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
 - (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項
次の図のとおり
（「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び天草広域本
部土木部に備え置いて縦覧に供する。）
- 5 0 治 郎 田 (3) (5 2 1 - 2 - 0 3 3)
 - (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
上天草市大矢野町登立
 - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
 - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
 - (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項
次の図のとおり

- (「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び天草広域本部土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 5 1 治郎田 (4) - 1 (5 2 1 - 2 - 0 3 4 - 1)
- (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
上天草市大矢野町登立
 - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
 - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
 - (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項
次の図のとおり
- (「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び天草広域本部土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 5 2 治郎田 (4) - 2 (5 2 1 - 2 - 0 3 4 - 2)
- (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
上天草市大矢野町登立
 - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
 - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
 - (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項
次の図のとおり
- (「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び天草広域本部土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 5 3 治郎田下 (5 2 1 - 2 - 0 3 5)
- (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
上天草市大矢野町登立
 - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
 - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
 - (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項
次の図のとおり
- (「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び天草広域本部土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 5 4 荒木浜崎 (5 2 1 - 2 - 0 3 6)
- (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
上天草市大矢野町登立
 - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
 - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
 - (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項
次の図のとおり
- (「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び天草広域本部土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 5 5 荒木浜上 (1) (5 2 1 - 2 - 0 3 7)
- (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
上天草市大矢野町登立
 - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
 - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
 - (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項
次の図のとおり
- (「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び天草広域本部土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 5 6 荒木浜上 (2) (5 2 1 - 2 - 0 3 8)
- (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
上天草市大矢野町登立
 - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
 - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
 - (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項
次の図のとおり
- (「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び天草広域本部土木部に備え置いて縦覧に供する。)

公 告

熊本県公告第468号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第20条第1項の規定により嘉島町から熊本都市計画地区計画（上仲間前田地区計画）の決定に係る図書の写しの送付を受けたので、同条第2項の規定により熊本県土木部道路都市局都市計画課において公衆の縦覧に供する。
平成26年9月12日

熊本県知事 蒲島郁夫

熊本県公告第469号

砂利採取法（昭和43年法律第74号）第15条第1項の規定により平成26年度砂利採取業務主任者試験を次のとおり行うので、砂利採取業者の登録等に関する規則（昭和43年通商産業省令第80号）第8条の規定により公告する。
平成26年9月12日

熊本県知事 蒲島郁夫

- 試験を実施する日時
平成26年11月14日（金）
午前10時から正午まで
- 試験を実施する場所
熊本市中央区水前寺公園28-51
熊本テルサ2階「さくら」
- 試験の方法及び科目
試験は筆記試験とし、科目は次のとおりとする。
(1) 砂利の採取に関する関係法令
(2) 砂利の採取に関する技術的事項（基礎的な土木及び河川工学に関する事項を含む。）
- 受験願書の受付期間等
受付期間は、平成26年10月6日（月）から平成26年11月5日（水）まで（閉庁日を除く。）の午前8時30分から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）とする。
なお、郵送による申込みの場合は、平成26年11月5日（水）までの消印があるものに限り受け付ける。
- 提出書類
(1) 受験願書
(2) 履歴書
(3) 受験票（裏面に郵便番号、住所及び氏名を記載し、52円分の郵便切手を貼ること。）
(4) 写真（手札形とし、受験願書提出前6か月以内に撮影した正面上半身像で、その裏面に、撮影年月日、氏名及び年齢を記載したもの。）
- 受験手数料
受験願書を提出するときに、熊本県収入証紙により8,000円を納付すること。
- 受験願書の請求先及び提出先
熊本県中央区水前寺六丁目18番1号
熊本県商工観光労働部新産業振興局産業支援課資源班
電話 096-333-2322

熊本県公告第470号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条の3第1項の規定に基づき、県営和水西部地区土地改良事業（永浦工区）の計画を変更したので、同条第6項において準用する同法第87条第5項の規定に基づき公告し、土地改良事業計画書の写しを次のように縦覧に供する。

この土地改良事業計画につき異議のあるものは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に異議申立てをすることができる。

平成26年9月12日

熊本県知事 蒲島郁夫

- 縦覧に供する書類の名称
変更後の県営和水西部地区（永浦工区）土地改良事業（区画整理）計画書の写し
- 縦覧期間
平成26年9月16日から平成26年10月15日まで
- 縦覧場所
和水町役場

熊本県公告第471号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第5条第1項の規定による届出があったので、同条第3項の規定により、次のとおりその概要を公告し、当該届出及び添付書類を縦覧に供する。

平成26年9月12日

熊本県知事 蒲島郁夫

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
ドラッグコスモス本渡南店
天草市亀場町食場952番地2ほか
- 2 大規模小売店舗を設置し、小売業を行う者の名称及び代表者の氏名並びに住所

名称及び代表者氏名	住 所
株式会社コスモス薬品 代表取締役 宇野 正晃	福岡県福岡市博多区博多駅東二丁目10番1号

- 3 大規模小売店舗の新設をする日
平成27年3月7日（希望予定日）
- 4 大規模小売店舗内の店舗面積の合計
1,706平方メートル
- 5 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項
 - (1) 駐車場の位置及び収容台数
建物北側及び東側 68台
 - (2) 駐輪場の位置及び収容台数
No.1 建物北側 16台
No.2 建物敷地東側 6台
合計 22台
 - (3) 荷さばき施設の位置及び面積
建物南側 65平方メートル
 - (4) 廃棄物等の保管施設の位置及び容量
建物内南西側 11立方メートル
- 6 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項
 - (1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻
開店時刻 午前10時
閉店時刻 午後10時
 - (2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯
午前9時30分から午後10時30分まで
 - (3) 駐車場の自動車の出入口の数及び位置
2箇所 建物敷地北側及び東側
 - (4) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯
24時間
- 7 届出年月日
平成26年9月2日
- 8 届出の縦覧場所及び縦覧期間
熊本県商工観光労働部商工労働局商工振興金融課及び熊本県天草広域本部天草地域振興局総務振興課
平成26年9月12日から平成27年1月12日まで

熊本県公告第472号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定による変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により次のとおり公告し、当該届出を縦覧に供する。

平成26年9月12日

熊本県知事 蒲島郁夫

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
ホームワイド御船店・ダイソー御船店
上益城郡御船町辺田見字中道201番1ほか
- 2 変更した事項
 - (1) 大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名

変更前	変更後
イオン九州株式会社 代表取締役 岡澤 正章	イオン九州株式会社 代表取締役 柴田 祐司
株式会社ノブタカ 代表取締役 猪上 正孝	変更なし

- (2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者の氏名

変更前	変更後
イオン九州株式会社 代表取締役 岡澤 正章	イオン九州株式会社 代表取締役 柴田 祐司
株式会社大創産業 代表取締役 矢野 博丈	変更なし

- 3 届出年月日
平成 26 年 8 月 25 日
- 4 届出の縦覧場所及び縦覧期間
熊本県商工観光労働部商工労働局商工振興金融課及び熊本県県央広域本部上益城地域振興局総務部総務振興課
平成 26 年 9 月 12 日から平成 27 年 1 月 12 日まで

熊本県公告第 473 号

大規模小売店舗立地法（平成 10 年法律第 91 号）第 6 条第 1 項の規定による変更の届出があったので、同条第 3 項において準用する同法第 5 条第 3 項の規定により次のとおり公告し、当該届出を縦覧に供する。

平成 26 年 9 月 12 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
スギボーの店「ゆめおぐに」
阿蘇郡小国町大字宮原 1 8 6 4 - 1
- 2 変更した事項
- (1) 大規模小売店舗を設置する者の所在地
(変更前) 株式会社原田興産 代表取締役 原田 秀樹
阿蘇郡小国町宮原 2 3 1 2 - 2
(変更後) 株式会社原田興産 代表取締役 原田 秀樹
阿蘇郡小国町大字宮原 2 3 1 1 番地
- (2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

変更前	変更後
株式会社原田興産 代表取締役 原田 秀樹 阿蘇郡小国町宮原 2 3 1 2 - 2	(退店)
有限会社エディション 代表取締役 松下 和裕 熊本市日吉一丁目 1 - 7	(退店)
株式会社はやし 代表取締役 林 厚江 福岡県大牟田市大字吉野 5 3 8 - 1	(変更なし)
株式会社熊本フレイン 代表取締役 下田 英隆 阿蘇郡小国町大字宮原 1 7 7 7 番地の 1	株式会社熊本フレイン 代表取締役 下田 英隆 阿蘇郡小国町大字宮原 1 8 5 1 番地
(出店)	花恋 渡邊 幸代 阿蘇郡小国町大字宮原 1 5 6 2 - 4

- 3 届出年月日
平成 26 年 8 月 29 日
- 4 届出の縦覧場所及び縦覧期間
熊本県商工観光労働部商工労働局商工振興金融課及び熊本県県北広域本部阿蘇地域振興局総務振興課
平成 26 年 9 月 12 日から平成 27 年 1 月 12 日まで

熊本県公告第 474 号

大規模小売店舗立地法（平成 10 年法律第 91 号）第 6 条第 2 項の規定による変更の届出があったので、同条第 3 項において準用する同法第 5 条第 3 項の規定により次のとおり公告し、当該届出及び添付書類を縦覧に供する。

平成 26 年 9 月 12 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地

- ホームワイド御船店・ダイソー御船店
上益城郡御船町辺田見字中道201番1ほか
- 2 変更しようとする事項の概要（大規模小売店舗の施設の配置に関する事項）
 - (1) 駐車場の位置及び収容台数
(変更前) 239台
(変更後) 128台
 - (2) 駐輪場の位置及び収容台数
(変更前) 74台
(変更後) 24台
 - 3 届出年月日
平成26年8月25日
 - 4 届出の縦覧場所及び縦覧期間
熊本県商工観光労働部商工労働局商工振興金融課及び熊本県県央広域本部上益城地域振興局総務振興課
平成26年9月12日から平成27年1月12日まで

登載依頼**熊研公告第103号**

特定調達契約につき、一般競争入札により落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第11条及び熊本県物品等又は特定役務の調達手続に関する規則（平成7年熊本県規則第51号）第11条の規定により、次のとおり公告する。
平成26年9月12日

熊本県警察本部長 田中 勝也

- 1 落札に係る特定役務の名称及び数量
微量薬物検索システム用装置の保守を含む賃貸借 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
熊本県警察本部科学捜査研究所
熊本市中央区水前寺6丁目18番1号
- 3 落札者を決定した日
平成26年7月31日
- 4 落札者の名称及び所在地
三井住友トラスト・パナソニックファイナンス株式会社
東京都港区芝浦一丁目2番3号
- 5 落札金額（月額）
1,133,643円（うち消費税額及び地方消費税の額83,973円）
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 特例政令第6条に規定する公告を行った日
平成26年6月20日